

公的年金からの特別徴収（年金天引き）について

公的年金受給者の納税の利便性の向上や、市町村における徴収の効率化を図る観点から、市・県民税に公的年金からの特別徴収制度が導入されます。全国的には平成21年10月から開始していますが、大洲市では平成22年10月より特別徴収を開始します。

対象となる人

市・県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払いを受けた人で、当該年度の初日（4月1日）において国民年金法に基づく老齢年金等の支払いを受けている65歳以上の人です。

ただし、次の場合等においては、特別徴収の対象となりません。

1. 老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合（介護保険が特別徴収されていない場合）
2. 当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合
3. 当該年度の1月2日以降に当該市町村から転出した場合

特別徴収の対象税額

公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

開始時期

全国的には平成21年度10月から開始していますが、大洲市では平成22年10月支給分の年金から特別徴収が開始となります。特別徴収の日程は以下のようになります。

■平成22年度

普通徴収		特別徴収（本徴収）		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

■平成23年度以降

特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月と同額	前年度2月と同額	前年度2月と同額	年税額から仮徴収額を差し引いた額の1/3	年税額から仮徴収額を差し引いた額の1/3	年税額から仮徴収額を差し引いた額の1/3

公的年金から特別徴収Q & A

Q 1. 特別徴収が始まると負担は増えるのですか？

市・県民税を納める方法が変更となるだけです。税額に変更はありません。

Q 2. 給与所得（特別徴収）と公的年金所得があります。徴収方法はどのようになりますか？

65 歳未満の人については、原則給与からの特別徴収となりますが、65 歳以上の人については、給与所得に係る税額は給与からの特別徴収、公的年金に係る税額は年金からの特別徴収（10 月から）となります。なお、22 年度は、特別徴収が開始される最初の年となりますので、公的年金に係る税額の 1/2 は普通徴収となります。

Q 3. 公的年金からの特別徴収の実施については、本人の意思による選択はできますか？

地方税法の規定により、口座振替などとの選択はできません。給与からの特別徴収においても本人による選択は認められておらず、これと同様の取扱いとなっています。

Q 4 複数の年金を受給している場合、特別徴収される年金の種類はどれになりますか？

市・県民税の特別徴収は、介護保険料が特別徴収されていることが条件となっていますので、介護保険料が特別徴収されている年金と同じになります。

Q 5 障害年金や遺族年金からも特別徴収されますか？

介護保険や国保税・後期高齢者医療制度保険料は、障害年金や遺族年金からも特別徴収を行います。市・県民税については特別徴収の対象とはなりません。普通徴収でお願いすることになります。